

Title	ドイツ社会民主党のポーランド論争(1897年-1913年)におけるローザ・ルクセンブルクの立場
Sub Title	Rosa Luxemburgs Stellungnahme zur Polendebatte in der Deutschen Sozialdemokratie (1897-1913)
Author	神代, 光朗
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.5 (1978. 10) ,p.832(204)- 852(224)
JaLC DOI	10.14991/001.19781001-0204
Abstract	
Notes	遊部久蔵教授追悼特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19781001-0204

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ社会民主党のポーランド論争 (1897年~1913年) におけるローザ・ルクセンブルクの立場

神代光朗

序

- 1 プロイセン・ドイツ帝国のポーランド政策とドイツ社会民主党
 - 2 ローザ・ルクセンブルクのポーランド論とポーランド社会党 (PPS)
 - 3 ドイツ社会民主党のポーランド論争
- むすび

序

1898年5月16日、ローザ・ルクセンブルクがベルリンに到着した時、ドイツ社会民主党 (SPD) は世紀最後の帝国議会選挙を目前にしていたが、27歳のかの女の名は、インタナショナルの檣舞台で、カウツキーやウィルヘルム・リープクネヒトを相手に「しつこく文句をいったチューリヒ出身の大胆なるさ型」⁽¹⁾として知られていた。ビスマルクの退陣後、カイゼル帝国はカプリヴィの「新航路」の政策のもとで、一時、親ユンカー路線を緩和したが、世紀転換期には、艦隊法案 (Flottenvorlage)、小社会主義者法といわれた懲役法案 (Zuchthausvorlage)、保護関税政策 (Schutzzollpolitik)、を柱とするいわゆる「結集政策」 (Sammlungspolitik) ⁽²⁾のもとで帝国主義的内政政策の再編強化をはかった。政策的にはこれらの問題に直面し、また、ベルンシュタイン論文により表面化してきた戦術上・理論上の意見の相違を党内にかかえ、SPDは岐路にたたさされていた。だが、それらの問題と並行して、発端はやや偶然的ではあったが、ポーランドの社会主義者達とSPDとの組織上の関係をどのように調整すべきかという難問が、ドイツの党内に生じてきた。

プロイセン領ポーランド (ポーゼン、東西プロイセン) 及び、オーベル・シュレジエンのポーランド人労働者の数的比重を考慮して、また、マルクス、エンゲルス以来のヨーロッパの社会主義者の伝統であるポーランドの民族的再建を擁護する立場から、ポーランド人地方のポーランド語新聞の発行をすすめポーランド人独自の社会主義組織の創設を認めたのは、もともと、SPDであった。だが、1894年、ドイツ東部国境同盟 (der Deutsche Ostmarkenverein) の結成とともに始まるドイツ政

注(1) J. P. Nettl, Rosa Luxemburg, London Oxford University Press 1966, P. 133. 諫山正, 川崎賢, 宮島直機, 湯浅起男, 米川紀夫, 共訳『ローザ・ルクセンブルク』, 河出書房新社, 1974年, 上143頁。

(2) 大野英二『ドイツ資本主義論』, 未来社, 1965年, 386~387頁。

府の新たなゲルマン化政策のもとで、ポーランド人の民族意識が昂揚するにつれ、ポーランド人地方での社会主義宣伝は困難をきわめたが、それだけでなく、SPDとポーランド人組織の間の軋轢が、とりわけ、オーベル・シュレジェンで激化してきた。

すでに、ロシア領の会議ポーランド (Kongreßpolen) では、ポーランドの民族的・社会的解放の路線をめぐる、ポーランド社会党 (PPS)⁽³⁾ の民族主義的潮流とローザらの指導するポーランド王国社会民主党 (SDKP)⁽⁴⁾ の国際主義的潮流の間で、1893年、1896年の二度にわたり、インタナショナルの大会で非妥協的な論争が行なわれていた。SPD がプロイセン領ポーランドで支持していたのは、そもそも、PPS の姉妹党ともいべき民族主義的潮流であったので、かれらと SPD の間の矛盾が表面化してきた時期にローザらの潮流が SPD のポーランド論争に参加したことは、SPD とポーランド人組織の間の問題にポーランド社会主義の二潮流の対立が加わることによって、この論争の性格をきわめて複雑なものにしたのである。

論争の経過全体からみれば、ポーランド再建を擁護した SPD の伝統的ポーランド論が崩壊し、ローザの理論が SPD 執行部に採用されて、ネットルによれば、この論争は、SPD 内でかの女が完全に勝利者として登場した唯一の闘いとなり、党内でのかの女の権威を著しく高めることになった。それでは、ポーランドのプロレタリアートと併合国のプロレタリアートの国際主義的連帯とポーランド再建綱領の否定とを特徴とするローザの民族論は、この論争を通じて、大戦前のこの時期にどのような実践的意味をもっていたのだろうか。本稿は、この点について、SPD のポーランド論争の分析を中心にいくつかの問題点を指摘しようとするものである。

一 プロイセン・ドイツ帝国のポーランド政策とドイツ社会民主党

第一次大戦前のプロイセンには、20世紀初頭に、約350万、ほぼ10%の割合でポーランド人がおり、ドイツ人よりも急速に増加していたといわれている。とりわけ、ポーセンとオーベル・シュレジェンでは人口の $\frac{2}{3}$ はポーランド人であり、⁽⁷⁾ 過剰な労働者人口が年々数千人も西部へ移住し季節労働などに従事していたが、それでもなお汲み尽せなかった。⁽⁸⁾ ビスマルクの退陣後、カプリヴ⁽⁹⁾

注(3) Polska Partja Socjalistyczna. メンデルゾーンの起草する「独立した民主ポーランド共和国」の綱領を掲げ、1893年3月ポーランド人社会主義者の諸連合のバリで行なわれた代表者会議で創設された。プロイセン領ポーランド社会党 (Polska Partya Socjalistyczna zaboru Pruskiego) 以下、PPS (P) と略称は、PPSの姉妹党。

(4) Socjaldemocracja Królestwa Polskiego. ローザ、ヨギヘス、マルヒレウスキ、ワルシャウスキ、らにより、1894年3月創立。1900年以降、SDKPiLと称す。

(5) Nettl, op. cit., P. 174. 邦訳、上188頁。

(6) Richard Wonsler Tims, Germanizing Prussian Poland, New York 1966, PP. 11~12.

(7) Hans-Ulrich Wehler, Sozialdemokratie und Nationalstaat, Göttingen 1971, S. 119.

(8) August Winter, Die Organisation der deutschen Bergleute, Sozialistische Monatshefte (以下、SMと略) 1899, S. 233-234.

いは、一時的にポーランド人に対し宥和政策をとったが、ディスコント・ゲゼルシャフトの嫡子ハンゼマン(Hansemann)、ポーゼンの大地主ケンネマン(Kennemann)、ニーダー・ザクセンの古い貴族の出であるティーデマン(Tiedemann-Seeheim)、らが東部国境同盟⁽¹⁰⁾を創立し暴力的ゲルマン化政策を迫った時、政府は再び「針で刺す政策」(eine Politik der Nadelstiche)に転換した。その中では、言語と土地の問題が重要である。東部国境同盟の示唆のもとに文相シュトットが1900年7月に行なった措置、すなわち、ポーゼンの初等学校の中・上級でのポーランド語の宗教授業の廃止、更に、1906年のポーランド語での授業の全面的廃止は典型的な事例であるが、これらは、ポーランド人父兄と教師や警察との衝突をひきおこし、後の例では、特に、数万人もの児童のストライキが行なわれた。⁽¹¹⁾宰相ビューロウは、1907年、「帝国結社法」(Reichsvereinsgesetz)12項により集会でのポーランド語の使用を禁止し、⁽¹²⁾翌年、「没収法」(Enteignungsgesetz)により「公的福祉」の口実⁽¹³⁾で7万ヘクタールのポーランド人の土地没収を計画した。これらは、ポーランド人の種々の抵抗により必ずしも成功しなかったが、いずれも「ポーランド化」(Polonisierung)に対するゲルマン民族の防衛を口実に東方への領土拡張とポーランド人の政治的・経済的民族抑圧を狙い、国粹主義的民族主義に支えられていた。この地方のポーランド人の間では、すでにビスマルクの文化闘争以来、民族意識の覚醒がみられたといわれているが、かれらの多くはカトリックで中央党の影響下にあった。帝国の最も「封建的な片隅」といわれたオーベル・シュレジェンの鉱山や製鉄所では、貴族の大土地所有の支配が圧倒的に強く、坑夫の賃金、特に、ポーランド人のそれは著しく低かったうえ、ポーランド人とドイツ人、カトリック教徒と社会主義者の対立が深刻で、SPDにとっては、1897年まで、そこは手のつけられない地方であった。⁽¹⁴⁾

SPDは、1908年までプロイセン州議会に議席をもてなかったので、帝国議会の場でプロイセン・ドイツ政府のポーランド政策に反対してきた。ウィルヘルム・リープクネヒトがその代表者であった。ポーランドの運命についてのかれの関心は、1848年革命の時期に形成されたといわれているが、⁽¹⁵⁾「ツァーリズムに対する防破堤」としての独立ポーランドというマルクスとエンゲルスのポー

注(9) ビスマルクのポーランド政策としては、70年代の文化闘争、営業・国民学校・裁判でのドイツ語の優位、85年の3万人以上のポーランド人追放、86年の内地入植法、プロイセン憲法の国家市民平等原理からのポーランド人除外、等がある。

(10) 1899年には、創立者の頭字をとってハカティスト(Hakatist)と呼ばれ、ポーランド人に対する経済的・政治的テロルを行使し、また、それを政府に要求したユンカーと独占資本の圧力団体。Cf. Tims, op. cit., or Jürgen Kuczynski, Studien zur Geschichte des Deutschen Imperialismus, Bd. II Berlin 1950, S. 215-257.

(11) Tims, ibid., PP. 76-103, or Wehler, op. cit., S. 190-193.

(12) Wehler, Krisenherde des Kaiserreichs 1870~1918, Göttingen 1970, S. 194-195.

(13) Ibid., S. 191-192.

(14) Cf. Winter, Die feudalste Ecke des Reiches, SM 1897., Die Organisierung der deutschen Bergleute SM 1899., Rosa Luxemburg, Die Wahlen in Oberschlesien, Leipziger Volkszeitung (以下, LVと略), Nr. 150 vom 2. Juli 1898, Rosa Luxemburg's Gesammelte Werke (以下, GWと略) Bd. 1/1 Berlin 1970.

(15) Wehler, Sozialdemokratie und Nationalstaat, S. 112-113.

(16) ランド論に従っていた。1897年、最初のポーランド論争が生じたハンブルクの党大会で、リープクネヒトは、「国際性というものは、社会主義が個人主義を、すなわち、人格の発展を排除しないように、民族性を排除するものではない」と述べ、1867年の第一インタナショナル中央評議会代議員へのマルクスの指示を朗読し、かれの立場を確認した。曰く、a) ツァーリズム・ロシアはヨーロッパの労働者階級に対する貴族とブルジョアの最後の防壁である、b) 民主ポーランドなしには、ドイツは神聖同盟の外堡であり、前者とともに後者は共和主義的フランスの協力者となるであろう。このヨーロッパ的大問題の解決なしには、労働者階級の運動は前進しない、c) この問題で先頭にたつことは、分割国ドイツの労働者階級の義務である、と。(18) 1900年のかれの死まで、SPDは、(19) 対外政策ではポーランド再建を、内政政策ではビスマルク以来のポーランド人抑圧への反対を要求し、それがポーランド問題についての SPD の伝統を形成してきた。

民族性原理 (Nationalitätsprinzip) には批判的で、国内政策的に解釈された諸国民の自決権を理想としていたベーベルは、(20) ポーランド問題においてリープクネヒトと同じ立場にたち、反社会主義者法の時代にビスマルクのポーランド人追放政策と闘った。すでに以前から、ベーベルは、ドイツ第二の工業地帯オーバー・シュレジェンのプロレタリアートの意義を重視していたが、1890年のハレの党大会で、ポーランド人労働者と工業人口が予想以上に多く、しかも、中央党とポーランド語を話す聖職者の影響下にあることを指摘して、ライン・ウェストファーレンにおいてもポーランド語新聞の必要を提案した。(21) ドイツにおけるポーランド人の最初の社会主義組織は、ハレ大会にはげまされて、モラウスキ、メルコフスキ、ウィトコフスキ、ティール兄弟らが、1890年12月、ベルリンで創立したポーランド社会主義者連盟 (Towarzystwo socjalistów polskich) である。また、リープクネヒトの援助と SPD の資金で、ガリチアの亡命ポーランド人イグナシ・ダシンスキらの手でポーランド語の週刊紙『ガゼタ・ロボトニチヤ』 (Gazeta Robotnicza) が発行された。(22) 1893年10月には、ロシア領 PPS の創立にすぐつづいて、メルコフスキを議長に、ベルフス、ティール、プジビシェフスキ、らによりプロイセン領ポーランド社会党 (PPS(P)) が結成され、ロンドンの在外連盟 (Auswärtige Verband)、(23) ベルリンのポーランド人連盟 (Polenverein) の所属者がそれを指導した。そ

注(16) Cf. Engels, Die Polendebatte in Frankfurt, Neue Rheinische Zeitung, 1848, Marx-Engels Werke (以下, MEW と略) Bd. 5., Marx, Proklamation des Deutschen Bildungsverein für Arbeiter in London über Polen, Oktober 1863, MEW Bd. 15.

(17) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, Abgehalten zu Hamburg, vom 3. bis 9. Oktober 1897, S. 131. (以下, Protokoll der SPD zu. . . と略)

(18) Ibid., S. 132., Marx, Instruktionen für die Delegierten des Provisorischen Zentralrats zu den einzelnen Frage, 1867, MEW Bd. 16. S. 198-199.

(19) Wehler, op. cit., S. 112.

(20) Ibid., S. 116.

(21) Protokoll der SPD zu Halle, vom 12. bis 18. Oktober 1890. S. 40.

(22) Wehler, op. cit., S. 125.

(23) Ibid., S. 131-133.

して、各地に PPS 同盟が創設された。

リープクネヒトやベーベルは、このポーランド人組織をドイツ国内のポーランド人地方のアジ
テーション組織として、SPD の枠内の下部組織として支持していた。⁽²⁴⁾従って、ドイツ在住のポー
ランド人社会主義者の多くは、SPD のメンバーであり、同時に、PPS(P) のメンバーでもあった。
それで、二つの組織の摩擦の芽は、すでに、PPS(P) 創立直後にみられる。⁽²⁵⁾最大の問題は、「独立
したポーランド共和国」の要求をもっていた PPS(P) は、それ自身の執行部と大会を認められて
いたが、自らを SPD と対等平等の兄弟党と⁽²⁶⁾考え、組織的自立の傾向を強めてきたことである。そ
れは、ポーランド論争が激しく行なわれた第二インターナショナル・ロンドン大会(1896年)前後に
顕著になってきたが、SPDの中央集権的組織原則と矛盾したのである。

二 ローザ・ルクセンブルクのポーランド論と ポーランド社会党(PPS)

ローザ・ルクセンブルクは、ドイツに移住する前のチューリヒとパリの亡命時代に、二度のイン
タナショナルの大会をはさんで、PPS との対決によって、1897年までには、ほぼ、かの女のポーラ
ンド論を仕上げている。1893年の第二インターナショナル・チューリヒ大会で、かの女は、三分割国の
ポーランド人およびロンドンの在外連盟の統一した「民族代表団」としての PPS に反対し、『スプラ
ヴァ・ロボトニチア』⁽²⁸⁾編集部代表として、ロシア領ポーランドの社会主義運動についての特別報告⁽²⁹⁾
を用意した。そこでは、すでに、プロレタリア国際主義の立場から、かの女の党の綱領的基本路線

注(24) Ibid., S. 132-133. また、ミュンヘン大会でのベーベルの発言 (Protokoll der SPD zu München, 1902, S. 152.)

(25) Wehler, op. cit., S. 134., S. 135.

(26) 1896年、在外連盟のヘッカーは、SPD が PPS(P) を連合制的分離組織と認めていると述べている。(Samuel Häcker, Der Sozialismus in Polen, Die Neue Zeit-以下, NZ 14 Jg. 1895/96 Bd. 2, S. 330.) また、1902年の SPD大会の前にダシンスキは、民族自決の要求を、PPS(P) と SPD 両党の「完全な平等の資格」と同一視した。(Ignacy Daszynski, Nationalität und Socialismus, SM 1902, S. 736.) 組織関係についての双方のこの認識の相違が、摩擦の重大な原因となった。両組織関係を、SPDの枠内で、オーストリア的連合組織と同様と見なすか否かについて、SPD内の意見も一定でなかった。

(27) Rosa Luxemburg, Neue Strömungen in der polnischen sozialistischen Bewegung in Deutschland und Österreich (以下, Neue Strömungenと略), NZ 14 Jg. 1895/96 Bd. 2, GW Bd. 1/1 Berlin 1970, S. 24. インタナショナル会議でのポーランド人代表団というのは、架空のポーランド人全体党を意味し、社会主義の「民族代表」(nationalen Delegation) という時の「民族」(Nation) とは「国家」(Staat) と同じ意味であることを PPS は忘れていたのだ、とローザはいう。これに対し、ヘッカーは、インターナショナル会議でポーランド人が分離代表団の形成を許されているのは、International は Interstaat ではなく、「民族」(Nation) は、あくまで「民族」(Nation) だからだ、と反論している。(Häcker, op. cit., S. 332.)

(28) Sprawa Robotnicza 1893年、ローザらがパリで創刊した SDKP 機関紙。

(29) Bericht an den III. Internationalen Sozialistischen Arbeiterkongress in Zürich 1893 über den Stand und Verlauf der sozialdemokratischen Bewegung in Russisch-Polen 1889~1893. (以下, Zürich Bericht と略). ローザはクルシンスカ (Kruszyńska) の名で報告を用意していた。

が提起されている。すなわち、ポーランド大工業のロシア及びロシア販売市場との政治的・経済的結合、三分割国各々の政治的条件の相違などにより、ポーランド・プロレタリアートは併合国のプロレタリアート又は社会民主党と共同し、ロシアではロシアの社会主義者とともにツァー政府を倒して民主共和制を実現し、しかる後、社会革命を可能とする、と。

『プロレタリアートの「思い出」』⁽³⁰⁾という1903年のローザの回想によると、かの女は、当時、SDKPのこの綱領的展望を、リマノフスキの愛国的な「ポーランド人民」(Lud Polska) に対抗した80年代初頭のヴァリンスキの「プロレタリアート」⁽³¹⁾党から批判的に継承した。ローザは「プロレタリアート」⁽³²⁾党の反民族主義＝プロレタリア国際主義を、ポーランド労働運動への積極的貢献として評価した。他方、かの女は、同党のブランキズムの一揆主義に反対して、労働者大衆の日常的利益のための闘いを重視し、大衆の能動性を信頼した。⁽³³⁾この時期に、かの女は、1) 反民族主義＝プロレタリア国際主義、2) プロレタリアートの階級的利益の立場、3) 経済的・政治的な社会発展の合法則性、とりわけ、「あらゆる国々において、その地方地方のすべてを一つに結びつけ相互に依存せしめる資本主義の一般的傾向」⁽³⁴⁾の無制限な貫徹、というかの女の生涯を特徴づける思想的原理を獲得したのである。

ローザは、この観点から、SDKPの綱領を経済学的に基礎づけるべく、PPSとの論争の総決算を意図して、1897年4月、学位論文『ポーランドの産業的発展』⁽³⁵⁾をチューリヒ大学法学部のユリウス・ヴォルフ教授に提出して、好評を得たのである。この論文は、ロシア領ポーランドの資本主義的発展を跡づけ、次のような結論に達している。すなわち、クリミア戦争と1864年のポーランド農奴解放後、ポーランド大工業が形成され、特に、1877年のロシア・ポーランド統一高率保護関税、ロシア・ポーランドの国際分業、販路としてのロシア市場の急速な拡張の結果として、ポーランドとロシアのブルジョアジーは、「資本家的利害共同体の総体」⁽³⁶⁾(das Ganze der kapitalistischen Interessengemeinschaft)を形成した。それのみでなく、ツァー政府はロシア化を含むその絶対主義的膨張の独自の利害のため、特に、オリエントでイギリスの競争にうちかつため、ロシアより先進的なポーランド・ブルジョアジーを同盟者に仕立てあげた。従って、ブルジョアジーはポーランド独立の担い手たりえず、63年の最後の貴族的民族蜂起後の資本主義的発展は、最終的に、「まずは、

注(30) Rosa Luxemburg, Dem Andenken des „Proletariat“, Przegląd Socjaldemokratyczny 1903, Nr. 1, S. 16-32., Nr. 2, S. 49-67., GW Bd. 1/2 (以下Andenken).

(31) Proletariat 1882年8月ヴァリンスキ、クニツキらがワルシャワで創立。第一次プロレタリアート党のこと。

(32) ローザは、プロレタリアート党への評価を、Zürich Bericht, Der Sozialismus in Polen, SM 1Jg. 1897., Andenken. などで行なっている。

(33) Andenken, S. 338., S. 340., S. 345., S. 355.

(34) Rosa Luxemburg, Der Sozialpatriotismus in Polen, (以下, Sozialpatriotismusと略), NZ 14 Jg. 1895/96 Bd. 2, GW Bd. 1/1, S. 45.

(35) Rosa Luxemburg, Die industrielle Entwicklung Polens, Leipzig 1898, Duncker & Humblot, GW Bd. 1/1.

(36) Ibid., S. 190. 肥前榮一訳『ポーランドの産業的発展』未来社, 1970年, 133頁。

ロシアのツァー支配の、ついで、ポーランド・ロシアの資本支配の破産の際の、未来の法律顧問となるポーランドとロシアのプロレタリアートの結合を生み出すのである。⁽³⁷⁾

チューリヒ大会では、ローザは正式の代議員資格をもたなかったので、また、第二インターナショナルの著名な代表者達、リークネヒト、ベーベル、プレハノフ、ヴィクトル・アドラーらがPPSを支持していたので、ダンスキとの論争の末、かの女は退場せねばならなかった。⁽³⁸⁾ 1896年のロンドン大会の前に、PPSの在外連盟は「自由ポーランドの再建」というかれらの綱領をインターナショナルの綱領とするために、サミュエル・ヘッカーの手になる決議案を宣伝した。それで、『ノイエ・ツァイト』誌上で、ローザはPPSを激しく批判し、ヘッカーの反論とローザの再批判の応酬によって、大会前のちょっとした誌上論争が展開されたのである。かの女は主張した、曰く、PPSの綱領は資本主義的階級国家としてのポーランド再建を目ざすものであり、それは、三併合国との合体という経済的発展方向に逆らい、三国の政治的条件の相違を考慮しない客観的に不可能なユートピアで、万一の戦争に期待をかける危険な代物だと。⁽⁴²⁾ また、ロシア領には、ポーランド独立を要求する主体的勢力もない。唯一の愛国主義的勢力たる小ブルジョアやインテリゲンチアも力は微々たるものである。⁽⁴³⁾ 更に、ローザは、PPSが唯一のよりどころと頼んだマルクスとエンゲルスのポーランド再興論をも批判の俎上にのぼせた。⁽⁴⁴⁾ すなわち、それは、ポーランドの物質的発展の考察による結論ではなく、ヨーロッパ・プロレタリアートの対外政策的願望にすぎず、ロシアとポーランドのプロレタリアートの運動の発展とともに、今日では、その意味を失ってしまった。また、ロシアとの戦争によるポーランド再興の期待は、たとえマルクスによるものでも、社会民主主義の原則とはなしえない、と。

だが、当面の問題において重要なのは、PPSのようにドイツやオーストリアの社会民主党と異なる民族綱領をもってこれに加わることは、必然的に分離主義をもたらし、併合国のプロレタリアートとポーランド・プロレタリアートの国際連帯に民族的楔をうちこむことで、そのような組織は

注(37) Ibid., S. 211. 邦訳, 172頁。

(38) Protokoll des Internationalen Sozialistischen Arbeiterkongress in der Tonhalle Zürich vom 6. bis 12. August 1893. S. 14-15.

(39) Neue Strömungen.

(40) Häcker, op. cit.

(41) Sozialpatriotismus.

(42) Neue Strömungen.

(43) Sozialpatriotismus.

(44) Neue Strömungen. S. 30-34. マルクス、エンゲルスが、ヨーロッパ・プロレタリアート(特にドイツ)の戦略からポーランド独立を位置づけたのは確かだが、かれらがポーランドの内的発展を全く考慮しなかったというローザの理解は正当とはなし得ない。Cf. Engels, Die Polendebatte in Frankfurt, 1848., Vorwort zur zweiten polnischen Ausgabe (1892) des „Manifests der Kommunistischen Partei,“ London, 10. Feb. 1892 MEW Bd. 22. また、63年のポーランド蜂起の際、マルクスとエンゲルスは、ポーランドについての小冊子を予定していた。(Engels an Marx, 21. Feb. 1863, MEW Bd. 30) だが、マルクス、エンゲルスに対するPPSのような教条主義が帝国主義戦争の切迫のもとでもっている危険性を、ローザは鋭く洞察したのである。

小ブルジョア的民族主義に陥ると、ローザが組織問題の推論を行なっていることである。⁽⁴⁵⁾ かの女は、国別の政治条件の相違による国別の闘争様式の相違から、国別の社会民主党を認めたと、⁽⁴⁶⁾ 同一の資本主義国には一つの社会民主党しかあり得ず、所与の国境の変更はプロレタリアートの緊要の課題とは考えなかったのである。⁽⁴⁷⁾

この時期のローザの民族論につけ加えることが、更に二つある。第一に、かの女はポーランド再建には反対したが、社会主義者としてツァー政府のポーランド人抑圧に反対し、民族文化を守るための自治を主張した。⁽⁴⁸⁾ ドイツ移住後は、この立場から、プロイセン・ドイツ帝国のポーランド政策に対し、ポーランド人の民族性擁護を一貫して主張した。例えば、1900年の SPD マインツ大会では、シュトットのポーゼンでのポーランド語宗教授業禁止令とポーランド人を二級市民として差別することに反対して、帝国議会議員団への指示決議を、かの女はゴゴフスキとともに提案した。⁽⁴⁹⁾ また、かの女は『民族性の擁護によせて』⁽⁵⁰⁾ という小冊子を発行し、同年8月には、ゲルマン化反対集会の先頭にたっている。これらは、一切の抑圧に反対するローザの高い倫理性を示す典型的事例である。その際、かの女は、民族抑圧は階級支配＝利潤動機によるものだから、「国民党」のような民族運動によっては民族性は守れず、併合国の社会民主党との連帯によってのみ守れると、社会主義的・階級的立場を強調している。第二に、1897年までの時期には、後におけるように、まだ、一般的に定式化されていないが、かの女のポーランド論の中には、資本主義のもとでの民族自決権の綱領的意義を否定する見解がすでにみられることは注目⁽⁵¹⁾ に値する。

さて、ヘッカーは、多くの権威に依りながら、かなり感情的に、「空論家」「女子言者」ローザに反対し、PPSの愛国主義的路線を弁護した。かれは、まず、近年、ロシア大工業がポーランド経済に対立していることを指摘し、経済的融合論にもとづくローザの政治的結論に反対した。また、PPS (P) と SPD の間に、選挙の際にも紛争などはなく、エルフルト綱領も民族問題では明確であ

注(45) 「それゆえ、同一の政治的諸関係における異なる諸党の、また、三つの異なる諸関係における唯一の党の形成、相異なる諸国の社会主義者間の党的連帯と同一の国家の同志達間の国際的連帯—これが社会愛国主義の綱領を採用した際のさしあたりの実践的作用となるだろう。」(Neue Strömungen, S. 24) そして、併合国のプロレタリアとドイツのプロレタリアの階級状況は何ら異ならない (Ibid., S. 25) のだから、ポーランド再興要求は、両プロレタリア間に境界 (Schiedegrenz) を引くことであり、結局、小ブルジョア民族主義に陥ると。(Ibid., S. 30) ローザのこの見解には、現実性とともに、ポーランド・プロレタリアの民族的特殊性を考慮しない欠陥も含まれていると思われる。ネトルも民族的区別を隠滅してしまうのは、ローザ国際主義の悪い面だと指摘している。(J. P. Nettl, op. cit., p. 196. 邦訳、上210頁。)

(46) Rosa Luxemburg, Was wollen wir? Kommentar zum Programm der SDKPiL Warschau 1906, GW Bd. 2, S. 49. (以下、Was wollen wir?と略)

(47) Neue Strömungen, S. 28.

(48) Sozialpatriotismus, S. 51., Was wollen wir? で、ローザは、この点を綱領的に定式化した。

(49) Protokoll der SPD zu Mainz, vom 17. bis 21. September, 1900, S. 95.

(50) Rosa Luxemburg, Zur Verteidigung der Nationalität (W obronie narodowości) Poznań 1900.

(51) ローザが民族自決権の綱領的意義を一般的に否定するのは、SDKPiL の 1903 年のロシア社会民主労働党への加入問題の際が最初で、その理論化は、1908~1909年のポーランド語論文「民族問題と自治」においてである。レーニンも、後に、これを厳しく批判した。資本主義の枠内では民族抑圧は除去し得ないから、PPS の提出した民族抑圧反対の一般的決議は意味がないというローザの見解は、すでに、Sozialpatriotismus, S. 39-40. にみられる。

ると敢えて主張した。⁽⁵²⁾これに前後して、PPSのS・G氏は、工業と農業におけるツァー政府の経済的なポーランド民族抑圧政策を指摘し、⁽⁵³⁾ダシンスカは、ローザの学位論文の書評の形で、⁽⁵⁴⁾民族ブルジョアジーの形成されていないポーランドでは、ブルジョアジーは民族的要求をもたないが、宗教と言語の抑圧に対し農民と小ブルジョアには民族的志向が強まっており、ポーランド人プロレタリアートは半農半労的であるから、ポーランド民族主義には主体的勢力があると主張した。この論争に決着をつけるべくカウツキーが登場した。⁽⁵⁵⁾曰く、確かに、ロシアに革命勢力が成長し、ポーランドとロシアの経済的融合が進んで、ポーランドの貴族もブルジョアも民族的でなくなった。それ故、ヨーロッパ・プロレタリアにとって、ポーランド再建の国際的意義は減少した。ローザの指摘は、この点では正しい。だが、経済的融合は一時的局面にすぎず、かの女は、農民、小ブルジョア、インテリゲンチアを過小評価している。「近代的発展から生じた、生活力と未来のある新しい民族ポーランド運動」の復活の可能性はある。ポーランド社会主義にとってのポーランドの意義の否定は、ゆきすぎで、ポーランドの抑圧者に手を貸す危険がある、と。カウツキーはPPSの決議案の個々の点には批判的であったが、その原則は支持していた。

インタナショナル・ロンドン大会は、PPSの決議も、ローザの報告も採らず、イギリス人、ジョージ・ランズベリの宣言を採択し、妥協をはかった。曰く、「会議は次のことを宣言する。会議はすべての諸民族の自決権を完全に支持し、現在、軍事的、民族的またはその他の専制の軛のもとに苦しんでいる万国の労働者に共感を示すことを。そして会議は、すべてのこれらの諸国の労働者に、全世界の階級意識をもった労働者の隊列に加わり、国際資本主義の克服と国際社会民主主義の目標の実現のために彼らと共同の闘いを行なうよう要求する」。⁽⁵⁶⁾だが、この決議で問題が解決したわけではない。ドイツとポーランドの、また、ヨーロッパ諸国の民族主義の強まりの中で、この決議の実践的理解の内容が問題なのである。ローザとPPSの対立は、更に、続くことになった。

三 ドイツ社会民主党のポーランド論争

第一次大戦前のSPDにおけるポーランド論争は、その経過全体の内容的特質からみれば、我々は、これを三つの時期に区分しうる。すなわち、インタナショナル・ロンドン大会前後から1900年ま

注(52) Häcker, op. cit., S. 330., S. 331.

(53) S. G., Die industrielle Politik Rußlands in dessen polnischen Provinzen, NZ, 12 Jg. 1893/94 Bd. 2., Ein Beitrag zur Geschichte der Agrarpolitik Rußlands in dessen polnischen Provinzen, NZ, 14 Jg. 1895/96 Bd. 2.

(54) Zofia Daszyńska, Kapitalismus und nationale Frage in Polen, SM, 1899.

(55) Karl Kautsky, Finis Poloniae? NZ, 14 Jg. 1895/96 Bd. 2.

(56) Verhandlungen und Beschlüsse des Internationalen Sozialistischen Arbeiter- und Gewerkschafts-Kongress zu London, vom 27. Juli. bis 1. August 1896, S. 18.

での第一期、1901年から1903年までの第二期、1905年から1913年までの第三期が適切な区分である。

PPS(P)は、綱領上はエルフルト綱領をうけ入れていたが、すでに、創立直後のベルリンの会議で、「ポーランド再建が主で、社会主義は副次的」という発言がみられ、⁽⁵⁸⁾ インタナショナル・ロンドン大会前後から自立傾向を強めたといわれている。⁽⁵⁸⁾ 特に、大会後は、ロンドン大会の決議を「独立ポーランド」を求める PPS のバリ綱領の意味に解釈していた。

SPD と PPS(P) の論争のきっかけは、1898年の帝国議会選挙の少し前に生じた。PPS(P)は、オーベル・シュレジェンの工業地方でポーランド人の候補者が一人しか認められず、ポーランド語のできないツヴィッカウの抗夫ザクセが立候補することに対し抗議した。だが、その少し前に、SPD のアウグスト・ウィンターが『ザクセン労働者新聞』で、経済的ゲルマン化 (wirtschaftliche Germanisierung) は否定しえないもので、⁽⁵⁹⁾ ただ、そのプロイセン的・警察的形態のみが悪いのだと述べたことが、PPS(P) を刺激して、ウィンターをハカティストだと非難せしめることになった。このウィンターは、プレスラウのジャーナリストで社会改良主義的学者であり、1897年、オーベル・シュレジェンのケーニヒスヒュッテに移住し、未開拓のこの地方で、SPD へのポーランド人の獲得を試みていた。かれは、紛糾の目になった人物である。このウィンターの提案による97年夏のベルリンの会議で、SPD の書記ゲリッシュは、ポーランド人の一人に、「諸君がポーランド人だと強調するなら、諸君は社会民主主義者ではない」と述べ、⁽⁶⁰⁾ 候補者についての PPS (P) の要求を拒否した。

かくして、両組織のはじまりつつある摩擦のもとで、圧倒的にポーランド人の多い地方では、ドイツ語とポーランド語の両方できる候補をたてるべきであるという PPS(P) のベルフスの提案を⁽⁶¹⁾ めぐり、議事日程外の思いがけないポーランド討論が、1897年の SPD ハンブルク大会の場ではじめて生じたのである。

この大会で、PPS(P)のモラウスキは、ゲリッシュ、ファンクフ、フェルスターらとのベルリンの協議は「羊と狼の協議」であり、ウィンターはハカティストだと主張した。⁽⁶²⁾ また、SPD の伝統に忠実なカツェンシュタインは PPS(P) に同情して、書記ファンクフを「民族的ドイツ社会主義」と批判した。⁽⁶³⁾ これに対し、ウィンターは、オーベル・シュレジェンでは、ポーランド人はドイ

注(57) Wehler, op. cit., S. 134.

(58) Ibid., S. 140.

(59) 1897年6月に、ウィンターが『ザクセン労働者新聞』に連載した論文。ウィンターは、後に回想的に、この論文で「よいドイツ人学校によってすすめられれば、決して有害でない、また、理性的には決して反対しえないようなゲルマン化」のことをのべたといっている。(August Winter, Der Parteizwist in Preußisch-Polen, N Z, 1901/02 Bd. 2 S. 732.)

(60) Protokoll der SPD zu Hamburg vom 3. bis 9. Oktober 1897. S. 135.

(61) Ibid., S. 63.

(62) Ibid., S. 135.

(63) Ibid., S. 141.

ツ語を理解できるし、経済的ゲルマン化はよいことだと反論し、『ノイエ・ツァイト』のローザ論文の支持を表明したのである。⁽⁶⁴⁾ 党のポーランド政策の象徴でもあったW・リープクネヒトは、党内のポーランド人への敵意の存在を指摘し、マルクスによりつつ、「民族として組織するポーランド人の権利」と「独立のためのポーランド人の努力の正当性」を主張したが、二度目の発言で、執行部または党とかれとの意見の対立はないとして、ベルフス提案の撤回を求めた。⁽⁶⁵⁾ ベーベルは、責任はドイツ人にもポーランド人にもある、「重要なことは、ポーランド人かドイツ人かではなく、ただ、社会民主主義者であることだ」⁽⁶⁶⁾とのべ、やはり、提案の撤回を求めたので、モラウスキは、結局、かれらの提案をとりさげた。

こうした厄介な組織問題を抱えていた党にローザが加入し、オーベル・シュレジェンでの選挙活動を自ら申し出た時、党書記アウアーは、インタナショナルで活躍したこの若いポーランド社会主義者を得て、大変喜んだ。というのも、SPDには、ポーランド人の事情に精通し、ポーランド語を話せる有能な指導者がいなかったし、ポーランド問題でのローザの立場がアウアーの気に入ったからである。ローザとの会見の際、「党首脳部のわれわれ5人(ベーベル、ジンガー、アウアー、ファンクフ、ゲリッシュ)は、すべてポーランドの独立を愚かなこと、幻想だと考えている。……ポーランド人労働者たちにたいして示すものとしては、かれらのドイツ化以上に大きな好意はないのだが、しかしそれを人びとにいつてはならないのだ」⁽⁶⁷⁾とかれは述べた。ローザの印象では、かれらにとっては、ポーランド人の運動は厄介物であった。かの女は、すぐアウアーに「痛烈に一矢酬いた」⁽⁶⁸⁾。かの女は、ポーランド人労働者のドイツ化という意見には反対であった。⁽⁶⁹⁾

ドイツ人とベルリンの空気を嫌っていたローザは、ライ麦畑とポーランド人農民のいるオーベル・シュレジェンで生き返った気持ちになったと伝えている。⁽⁷⁰⁾ かの女は、ケーニヒスヒュッテでウィンターに協力して選挙活動に献身し、有能な弁士としての評判を得た。選挙の結果、ポーゼンでは票を減らしたが、オーベル・シュレジェンでは、オッペルン行政区で、1893年に対し、496%、ポイテン・タルノヴィツ、カトヴィツ・ザブルツェ、ルブリニツ・グライヴィツのいわゆる三角地帯といわれる工業地帯では、2000%と、⁽⁷¹⁾ SPDは飛躍的に票を増やし、ポーランド人地方での中央党の専一支配を打破った。ローザは、選挙後、『ライプチヒ民衆新聞』でこの結果を分析し、⁽⁷²⁾ 中央党

注(64) Ibid., S. 143.

(65) Ibid., S. 143.

(66) Ibid., S. 152.

(67) ヨギヘス宛, 1898年5月25日, ローザ・ルクセンブルク『ヨギヘスへの手紙』, フェリクス・ティフ編, 伊藤成彦・米川和夫・阪東宏訳, 河出書房新社, 第一巻, 1976年, 201~202頁。(以下, ヨギヘス宛と略)

(68) 同上, 202頁。

(69) ヨギヘス宛, 1898年6月21日, 同上, 228頁。

(70) ヨギヘス宛, 1898年6月9日, 同上, 220頁。

(71) Wehler, op. cit., S. 148.

(72) Rosa Luxemburg, Die Wahlen in Oberschlesien, LV. Nr. 150 vom 2. Juli 1898, GW Bd. 1/1.

内のドイツ人とポーランド人の分裂とウィンターらの社会民主主義の原則的宣伝が勝利をもたらしたとしている。だが、民族主義の側も労働者の社会的・経済的問題に目をむけるべきだという教訓を引出しているから、新たに「ポーランド・民主・カトリック党」が生まれたら、SPDは困難に直面するだろうと、かの女は情勢を厳しく把握し、民族対立が激化しているから、なおさら、社会民主主義の地盤にたったポーランド人とドイツ人の共同が必要だという。

98年選挙の結果については、ウィンターも PPS(P) も、各々、自己の主張の正当性の証しを、そこにみた。財政的依存のため、今までは SPD に従わざるを得なかった PPS(P) は、かれらの自立と民族自決の要求を昂然と主張しはじめようになった。1900年の SPD マインツ大会で、ローザは「ポーランド再建は全くの学者論議」にすぎず、ポーランド人の民族性は、民族的ユートピアをすてて、SPD との共同の枠内でのみ守られる、と主張しただけでなく、候補者問題、組合、等での PPS(P) の分離主義を批判した。⁽⁷³⁾ これに対し、PPS(P) の若手ゲオルク・ハーゼは、ポーランド独立は、マルクス、エンゲルス、リープクネヒトによって認められたものであり、ローザの活動はポーランド人社会主義運動に損害を与えていると、かなり感情的な発言をし、『フォアヴェルツ』のあいまいな態度を非難した。⁽⁷⁴⁾ だが、オーベル・シュレジェンで、ローザやウィンターは実践的に貢献したというブルース、ジンガーの発言と、⁽⁷⁵⁾ 原則的にはドイツの党執行部と一致しており、民族的ポーランド社会民主党をつくる意向はないという PPS(P) のメルコフスキの弁明もあって、大会は、ローザらのポーランド民族擁護の決議を通して終わったのである。⁽⁷⁶⁾

さて、ポーランド論争の第一期は、候補者・言語問題をきっかけにしたが、PPS(P) の自立傾向とともに、SPD にとっては、組織問題としてうけとめられ、またローザは綱領問題をもちこもうとしていたことが分かる。SPD においては、ポーランド独立支持は、なお建て前ではあったが、実際には動揺が始まっていた。ハンブルク大会でのリープクネヒトの二度目の発言は、かれ自身が党内のポーランド人組織問題に苦慮していたことをうかがわせるものであり、アウアーはリープクネヒトを、老人だから「ハンブルクでも馬鹿なことを言ったのだ」と陰口をたたいていた。⁽⁷⁷⁾ 伝統的ポーランド論に対しては、すでに、アウアー、ファンクフ、グリッシュら「組合的社會改良に心をむけていた党役員より若い世代」⁽⁷⁸⁾ の否定的見解があった。そして、階級原則の立場から分離主義に反対したローザ、ゴゴフスキ、カスプシュカらの SPD への加入とともに、党の執行部と伝統支持派、PPS(P) とローザ達の対立が、1901年以後、複雑に絡み合って展開するのである。

第二期の特徴は、政治的影響力が小さいため、ロンドンの在外連盟、ロシア、オーストリアの姉

注(73) Protokoll der SPD zu Mainz vom 17. bis 21. September 1900, S. 126.

(74) Ibid., S. 125., S. 127-128.

(75) Ibid., S. 130.

(76) Ibid., S. 95.

(77) ヨギヘス宛, 1898年5月25日前掲邦訳, 1. 202頁.

(78) Wehler, op. cit., S. 155.

妹党への結合を強めた PPS(P) が攻撃的になるにつれ、かれらと SPD の組織問題が深刻の度を深めただけでなく、ポーランド独立に関する綱領問題に発展し、ついには、両組織の分離に到ったことである。両組織の決裂の発端は、1901年3月の帝国議会補欠選挙に、ローザの推薦でマルチン・カプシヤクが立候補したことである。カプシヤクは「第二プロレタリアート」党の創立者で、1889年に、ローザのスイスへの脱出を助けた人物であり、90年代にはシュレジェンで、その後は、ローザ、ゴゴフスキとともにポーゼンで、労働組合をつくらうとしていたポーランド人である。かれは、第一プロレタリアート以来の国際主義にたっていたので、PPS(P) にとっては、ローザの「傭兵」とみなされた⁽⁷⁹⁾。PPS(P) は、党資金窃盗の嫌疑で、カプシヤクが、かつて第二プロレタリアートから除名された人物であることを理由に、ポーゼンでのかれの立候補に反対し、対立候補をたてた。その結果、SPD は、3%だけ得票で損失をうけた⁽⁸⁰⁾。また、『ガゼタ・ロボトニチャ』編集部⁽⁸¹⁾に、ローザかカプシヤクを採用するようという SPD の要求を PPS(P) は拒否した。カプシヤクの嫌疑は、全く証明されないものだったので、PPS(P) の態度は、決定的な対立を招くことになったのである。SPD は、『ガゼタ・ロボトニチャ』への助成金をうち切った。

1901年の SPD リュベック大会は、組織問題の激烈な論議で特徴づけられる。執行部を代表したファンクフは両組織の関係について次のように述べた⁽⁸²⁾。ポーランド人が SPD の枠内の組織としての基本的な要求を認めるならば、かれらは歓迎されるが、ドイツの中では、SPD の枠外のポーランド社会民主党は何の資格もなく、かれらとの共同を我々は拒否しなければならない、と。国際連帯の義務は自明だが、個々の場合について研究しなければならぬとして、かれは、ドイツのポーランド問題をオーストリアのそれと同一視したり、ポーランド人に特別の扇動活動が必要だとする見解に反対した。そして、助成金のうち切りを正当化した⁽⁸³⁾。執行部に憂慮をしめしたレーデブール⁽⁸⁴⁾に対し、ローザは、かれは事情を知らないのだとして、次のように述べた。「幸いなことに、我々には、ポーランド問題そのものがもはや存在しないのだ」、SPD はポーランド人に対する国際連帯を守り、我々もポーランド人を擁護している。だから、軋轢があるとしても、「ドイツ人とポーランド人の間の軋轢が問題ではなく、国際的地盤にたつポーランド社会民主主義者と民族的地盤にたつそれとの軋轢が問題なのだ」。そして、ゴゴフスキは、PPS(P) は民族主義であり、ポーランド人特別組織は必要なしとして、ローザに同調した。ドイツ人ヘングズバッハとブラウンも同調した。特に、後者は民族感情を顧慮する必要を否定さえした⁽⁸⁵⁾。これに対して、レーデブールは、執行部の措置は、

注(79) Ibid., S. 143.

(80) Ibid., S. 153.

(81) Ibid., S. 152.

(82) Protokoll der SPD zu Lübeck, vom 22. bis 28. September 1901, S. 119.

(83) Ibid., S. 130-132.

(84) Ibid., S. 127.

(85) Ibid., S. 129.

ポーランド人の独自組織の剝奪をねらうもので、ドイツ人とポーランド人の社会主義者の共同体をうちこわすものとの不安を述べ、ローザを批判した。かれは、ヨーロッパの民族感情の高まりのもとで、母国語の権利は重要であり、異なる諸国のポーランド人は観念、言語、文化において単一だと主張した。かれは、オーストリア社会民主党を模範とすべしとして、SPD と PPS(P) の有益な共同の再建を提案したが、それは余分なこととして入れられなかった。PPS(P) のビニシキェヴィチは、ローザ、ゴゴフスキを激しく非難した。かれは、別の言語をもち、別の民族であるポーランド人としての権利において、独自組織とポーランド人地方でのポーランド人候補を要求し、SPD は、それを認める倫理的義務を国際連帯のうえでもっているとして強調した。ポーランド社会党 (polnisch=sozialistische Partei) の名において、かれは、SPD との Nebeneinanderwirken は可能だが、Miteinanderwirken は不可能だと述べたのである。こうしたことは、明らかに、はじめて公然といわれたことであり、両組織の対立の深まりをよく示している。

PPS(P) にとって、助成金のうち切りは大きな打撃であった。かれらは、ロシア、オーストリア、及び在外連盟の組織の援助に頼った。こうした事情が、PPS(P) をして、ポーランド人としての一体性を強め、民族主義的傾向を深めさせるのに一役買ったであろうことは想像に難くない。だが、かれらは財政上の困難の故に、PPS 運動の最も遅れていたプロイセンでは、なお、SPD との結合への動機をもっていた。一方、SPD にとっても、同党がハカティストだという民族ポーランド派の攻撃をさけるために、PPS(P) との和解の試みがなお必要だった。1902年の SPD ミュンヘン大会でのベーベル、アウアーの態度が、このことを、いくらか示している。だが、大会では、何よりも1903年の選挙のために、PPS(P) が独自の集会で、SPD 執行部の同意なしに、8つの選挙区にポーランド人候補をたてたことが問題となった。⁽⁸⁸⁾ 8月のポツドルフ会議で、SPD は候補者を調整しようとしたが、PPS(P) が拒否したので、オーベル・シュレジェンでは二重候補擁立の見込みが生じた。SPD にとっては、これは重大な事態であった。

大会で、ローザは、22名の賛同者を得て、この問題についての決議案を提出した。⁽⁸⁹⁾ その中には、ドイツ帝国内のドイツ人及びポーランド人プロレタリアートの経済的・政治的利害の同一性と、ポーランド民族性の最良の擁護者は社会民主主義者であるというローザの理論を前置きとして、PPS(P) の分離行動、オーベル・シュレジェンの二重候補への反対と特別組織 PPS(P) の解散が呼びかけられた。ローザは、同一の資本主義階級国家のもとでは、労働者の利害は同一であり、共通の党を形成しなければならないと発言した。そして、「我々はポーランド人またはドイツ人としてではなく、労働者として党に属しているのだ」ということを、PPS(P) はどうしても理解しないと非

注(86) Ibid., S. 124-125.

(87) Ibid., S. 125., S. 128.

(88) Wehler, op. cit., S. 160.

(89) Protokoll der SPD zu München vom 14. bis 20. September 1902, S. 87.

難している。そして、「ポーランド人の特別組織にとっては、ポーランド民族国家の再建が重要であり」この「分離主義的観点」が、かれらを SPD に反対せしめ、引離そうとするのだと、かの女は、組織問題の原因が政治綱領にあることを、党大会の場で、はじめて明確に強調した。⁽⁹⁰⁾大会では、ゴゴフスキ、ウィンター、プレスラウのハイマンがローザの決議を支持する発言をした。特に、ハイマンは、「PPS にとっては、階級闘争は副次的であり」かれらは信用できない連中だと語気を強めた。⁽⁹¹⁾

出版物についての執行部報告で、アウアーはこの問題にふれた。⁽⁹²⁾かれは次のようにのべた。ポーランド人の中の急激な民族運動が民族抑圧政策の結果であることは認める、そして、それは、ポーランド人の上層のみでなくプロレタリアートにも影響を与えている。だが、我がポーランド人の同志達が、オーストリア、ドイツ、ロシアのポーランド人の共属性を主張し、自立と独立の要求をかけたが、スイスにおけるドイツ人とスイス人の関係のように、自立した党をつくることには反対であると。だが、かれは、不和は一時的なもので、再び共同が再開するだろうとのべ、和解を求めるベーベルの立場を支持し、ゴゴフスキの言いすぎを非難した。⁽⁹³⁾また、ベーベルは、ローザの決議案の前半を支持し、最後に、相争っている党派間の和解を呼びかける修正案を出した。⁽⁹⁴⁾もともと、ポーランド人組織を援助してきたのは SPD であったと、かれは過去を回顧し、近年、『ガゼタ・ロボトニチャ』が社会主義的でなくなってきたこと、ポーランド人の対立候補がオーベル・シュレジェンの活動を困難にしたことを述べた。アウアーの発言および「今やドイツとポーランドの同志達の不和の種となっているオーベル・シュレジェンは、もともと古いポーランドに属していなかった」⁽⁹⁵⁾それで、ポーランドの同志の態度はきわめて遺憾であるというベーベルの発言は、かれらが、急速に、伝統的ポーランド論に否定的になってきたことを示しているであろう。だが、かれらは、なお、PPS(P) との完全な断絶をためらっていた。

この大会でも、PPS(P) に同情し、ローザに反対したのはレーデプールであった。かれは、ベーベルの修正がなければ、SPD とポーランド人の公然たる闘争になるであろうとのべ、不和の原因たるカスプシヤクを推薦したローザを非難した。⁽⁹⁶⁾大会は、ベーベルの修正をほどこしたローザの決議を採用したが、組織問題から綱領問題への拡がりの傾向が特徴的である。

1903年の帝国議会選挙前に、ミュンヘン決議に応じて、和解のための審議が行なわれた。1902年10月19日のベルリンの会議で、SPDは、統一のための次の三条件を提案した。⁽⁹⁷⁾1)ポーランド語人

注(90) Ibid., S. 150.

(91) Ibid., S. 148.

(92) Ibid., S. 104-106.

(93) Ibid., S. 156-157.

(94) Ibid., S. 88.

(95) Ibid., S. 153.

(96) Ibid., S. 151-152.

(97) Protokoll der SPD zu Dresden, vom 13. bis 20. September, 1903. S. 273.

口の多い地方では、ポーランド人のアジテーション組織を認めるが、それは、ドイツの全党に所属し、その綱領と決定を認め、規約に従って、ドイツの党大会に代議員を送る。……2) ポーランド語新聞は組織の要求に応じて編集されるが、その際、党執行部の信任者が出版委員会に派遣される。3) 帝国議会候補者は、個々の選挙区の組織された同志を通じて、たてられる。PPS(P) はこれに対して、一般的な問題については、ドイツの党に従うが、純粹にポーランド人に関わる問題については、ドイツ人の代議員が、投票を控えること、また、ポーランド人地方の候補者は、二ヶ国語を話せることを要求し、とりわけポイテン・タルノヴィツでのウィンターの立候補を拒否したので、和解は進まなかった。⁽⁹⁸⁾ 一方、この会議に招かれたローザは、ポーランド社会民主党は一つであり、ポーランド国家の独立は非難さるべきで、出版委員会には、ポーゼンとオーベル・シュレジェンの人物が選ばれるようにという独自の提案をした。⁽⁹⁹⁾ ローザの提案は、一度は斥けられ、SPD は PPS(P) に再び譲歩をすすめた。PPS(P) 執行部は譲歩をきめて、12月のかれらの党大会で激しい議論のすえ、SPD の条件をのみ、文書で協定を結ぶことになっていた。ところが、オーベル・シュレジェンからウィンターとローザがやって来て、SPD 執行部に次のように具申したのである。⁽¹⁰⁰⁾ すなわち、PPS(P) はエルフルト綱領を認めながら、それとも、社会民主主義とも関わりのないポーランド民族国家再建の以前の諸決議に今も拘束されていると。それで、SPD 執行部はポーランド人地方のアジテーション委員会に非公開の回状を送り、ポーランド人の同志は、エルフルト綱領を認めるなら副綱領をもつべきではないとの執行部見解を伝えた。⁽¹⁰¹⁾ また、ポーランド人組織は統制がきかないとの理由で、秘密の副議事録を採用し、ポーランド組織が協定に違反した時、それをを用いることにした。それは、ポーランド組織がエルフルト綱領とロンドン決議の枠を越えるポーランド再建綱領をもつことを否認したのである。これには、ローザらの影響とともに、ベーベルが一役買ったといわれている。⁽¹⁰²⁾ 結局、この副議事録の件と、候補者問題でのポーランド側の了解が誤解にもとづくものだったことが明らかになったことにより、⁽¹⁰³⁾ PPS(P) のベルフスは、SPD との和解を拒否した。

かくして、1903年の SPD ドレスデン大会は、PPS(P)との分離を確認することになった。グリツシュの執行部報告は、不統一の責任はドイツ側でないことを強調したが、ポーランド民族の最良の擁護者は社会民主党であり、民族ポーランド的努力は労働運動に無関係だけでなく、有害でもあるとのべている。⁽¹⁰⁴⁾ また、ファンクフの結語は、民族ポーランド思想によるポーランド・プロレタ

注(98) Ibid., S. 273., Wehler, op. cit., S. 162., S. 163.

(99) Wehler, op. cit., S. 162-163.

(100) Protokoll der SPD zu Dresden, S. 273-274.

(101) Ibid., S. 274.

(102) Wehler, op. cit., S. 164.

(103) Protokoll der SPD zu Dresden, S. 273. グリツシュによると、PPS(P) は、二ヶ国語を話せる候補を条件とすることを認めた議事録を、かれらの大会で用いて、和解を決めた。だが、後で、SPD はこの条件を認めていないことが判明した。

(104) Ibid., S. 275.

リアートの教育に反対し、社会民主主義的世界観の意義を、あらためて強調した。そして、民族問題については、1896年のロンドン決議の枠内でのみ解決されるとして、PPS(P)が、この枠外に出たことを確認した。⁽¹⁰⁵⁾ こうして、執行部がポーランド再建綱領を否定したことは、かれらが党の伝統から離れ、少なくとも表面上は、ローザの見解を採用したことを意味する。PPS(P)の側は、これをSPDを通じての「間接的ゲルマン化」とうけとった。

ローザは、この大会で、民族自決権についての考えを表明した。曰く、社会民主党が、ポーランド民族の権利、自由、自決、文化的発展を最もよく擁護しているのは、自明のことであって、ポーランド人社会主義者が、ドイツ人との階級的連帯をうち出すか、または、民族的契機をうち出すかが問題なのである。そして、「ロンドン決議がすべての被抑圧民族の自決権をのべているのは、社会主義社会の自決権を念頭においているのであり、資本主義の地盤にたつ新しい階級国家の創造を念頭においているのではない。」⁽¹⁰⁶⁾ かの女は、大会後、リープクネヒトも、最後に、意見を変えたとのべている。⁽¹⁰⁷⁾ 抽象的には、自決権を取って否定しないが、資本主義のもとでは、その実現の基礎がないから、政治綱領上はこれに反対するというのが、ローザの立場である。

これに対し、ヘニッシュ、カッツェンシュタイン、レーデブルは、PPS(P)を支持し、執行部とローザを激しく批判した。ヘニッシュもカッツェンシュタインも、被抑圧民族であるポーランド人のもとで民族的契機が強まるのは当然であり、ポーランド再建はエルフルト綱領、ロンドン決議に含まれており、執行部はこれに反したとして、マルクス、エンゲルス、カウツキー、リープクネヒトの伝統を、あらためて強調した。⁽¹⁰⁸⁾ レーデブルは激昂して、執行部の態度変更は、ローザ一派のせいであり、かの女はドイツ人をポーランド人にけしかけているとのべ、こうした立場にたつとしたら「ポーランド人の社会民主主義者は悪党だということになる」と慨嘆した。⁽¹⁰⁹⁾ だが、大会は、反対票の確認を拒否して、ローザの決議を採択し、かの女の見解がSPDでは勝利したのである。

第三期は、世界強国へのドイツの変貌にとまなうドイツ、ポーランド民族主義の強化を背景に、一度は再統一したPPS(P)とSPDが終局的分離に到る時期である。ローザは、この時期には、ポーランド論争に直接かかわっていない。1905年のロシア革命の勃発は、むしろ、ロシア領ポーランドにおける運動に、かの女の関心をむけさせた。⁽¹¹⁰⁾ 一方、この革命は、再びPPS(P)をSPDに接

注(105) Ibid., S. 280.

(106) Ibid., S. 278.

(107) Rosa Luxemburg, Nachträgliches zur Polendebatte, Vorwärts, Nr. 251 vom 27. Oktober 1903, GW 1/2 S. 405.

(108) Protokoll der SPD zu Dresden, S. 275-276.

(109) Ibid., S. 276-277.

(110) ローザは、1905年、ペテルスブルクで革命が勃発すると、これを熱烈に歓迎し、『ノイエ・ツァイト』、『グライヒハイト』、『フォアヴェルツ』、『ザクセン労働者新聞』にDie Revolution in Rußlandと題する一連の論文を掲載した。かの女は、そこで、ロシアにおいては、貴族・農業家の自由主義と民族主義は弱く、ツァー政府の民族主義扇動にかか

近させた。ストライキの波は、オーベル・シュレジエンにも波及した。PPS(P)には、ロシアの仲
 間を助ければ、或いは、ポーランド独立も可能かもしれないと考えられたのである。⁽¹¹¹⁾ そのためには、
 とりわけ、SPDの財政的援助が必要であった。SPDは、東部地方に足場を築きたかったのである。
 PPS(P)は、その際、ハーゼ、ビニキェヴィチら極端な民族派とベルフス、メルコフスキら、古
 い指導部に分裂したが、⁽¹¹²⁾ 結局、1906年のSPDマンハイム大会で、新しい指導部も、1902年10月の
 SPDの条件をのんで、PPS(P)はSPDの地方組織となった。⁽¹¹³⁾ だが、両組織の協力にもかかわらず、
 間もなく以前の摩擦が繰りかえされた。1907年選挙の敗北後、エーベルトは、再び、『ガゼタ・ロ
 ボトニチャ』への助成を減額し、1913年の年明けに、これをうち切った。⁽¹¹⁴⁾ 同年のSPDイエナ大会
 は、1906年の統一条件を破棄することにより、PPS(P)との関係を終局的に清算したのである。ブ
 ラウンは、執行部報告で、不和の真の原因は二重組織にあったとして、ローザがかつて主張したよ
 うに、ポーランド人労働者のSPDへの加入を呼びかけている。⁽¹¹⁵⁾ カッツェンシュタインとレーデブ
 ールは、執行部提案が、ポーランド民族主義者に利用され、両民族の対立を深める懸念を、再びく
 り返したが、⁽¹¹⁶⁾ 少数に留まった。執行部の重要な理由の一つは、6年間に16万マルクも援助したのに、
 PPS(P)はたった2,000名しかメンバーとし得なかったので、実践的目的を達せられなかったと
 いうことでもあった。⁽¹¹⁷⁾

実践的効果の点では、1903年の選挙で、オーベル・シュレジエンでは、SPDは、新たに生まれ
 た民族ポーランド党の $\frac{2}{3}$ の得票しかとれず、とりわけPPS(P)の候補の出たルブリニツでは、
 60%も減少した。⁽¹¹⁸⁾ 更に、世界政策と植民政策を争点に、ビューロウが反社会民主党の民族主義プロ
 ックを形成した1907年の選挙で、SPDは81から43へ大幅に議席を減らしたが、特に、ポーゼ
 ンで20%、オーベル・シュレジエンで33%、PPS(P)候補は40%も得票を減らした。⁽¹¹⁹⁾ これに対
 し、ポーランド党は3.9%の得票で過去最高ののび、中央党、保守党、国民自由党、自由思想人民
 党、等々も、それぞれ議席を増やした。⁽¹²⁰⁾ この事実は、ドイツ、ポーランド双方の民族主義の強化の
 もとで、大戦前の時期に、ポーランド人地方で、SPDが充分成果をあげ得なかったことを示して
 いる。また、ポーゼンでのローザ、ゴゴフスキ、カスプシヤクの活動も、その機関紙『ガゼタ・ル

ならず、革命はポーランド人、ユダヤ人、レット人、アルメニア人等、諸民族のプロレタリアを反絶対主義の一つの隊
 列に融合したとべている。かの女は、同年12月28日、革命のワルシャワへ旅立った。

注(111) Wehler, op. cit., S. 169.

(112) Ibid., S. 168-169.

(113) Protokoll der SPD zu Mannheim, vom 23. bis 29. September 1906, S. 17-18.

(114) Wehler, op. cit., S. 174.

(115) Protokoll der SPD zu Jena, vom 14. bis 20. September 1913, S. 549.

(116) Ibid., S. 550-551., S. 551-552.

(117) Ibid., S. 548.

(118) Wehler, op. cit., S. 1651-66.

(119) Ibid., S. 172-173.

(120) 木谷勤著、『ドイツ第二帝制史研究』、青木書店、1977年、326頁。

ドワ』が、1903年に、わずか37名の購読者しか得られず、民族ポーランド派やカトリック陣営に勝てなかつた。⁽¹²¹⁾ 1903年には、ゴゴフスキもウィンターもこの地方に見切りをつけている。民族ポーランド派は、労働組合においても、「ポーランド人職業別組合」(Polnische Berufsvereinigung)を結成し、1911年には7万以上の労働者を組織した。⁽¹²²⁾ 第二帝制最後の、1912年の選挙でも、SPDの急上昇にもかかわらず、カトヴィツの決戦投票でビニシキェヴィチが敗れ、SPDは、遂に大戦前に一人のポーランド人代議士も送り出せなかつたのである。⁽¹²³⁾

1913年まで続いたSPDのポーランド論争は、はじめは候補者・言語問題、次に組織・出版物助成問題の姿をとったが、ついに、綱領問題に到り、ドイツとポーランドの民族的矛盾の深まりを背景にしていることを示した。そして、その点に関する社会主義の原則が問題であった。経過全体の一般的特徴は、ローザ及びSPDの執行部のSPDへの統合論に対して、民族主義的傾向を強めたPPS(P)とそれに共感をもちつづけたレーデブールら少数の伝統的見解の保持者の対立といえる。

だが、よくみると、ローザは、民族対立の激化は自覚していたが、SPDとPPS(P)の矛盾の中に、ドイツ人とポーランド人の民族的矛盾をでなく、国際主義的社会主義と愛国主義的日和見主義の対立のみをみた。ところが、SPDの執行部は、1902年のアウアーの発言にみられるように、この矛盾がドイツ当局のポーランド政策により生じたポーランド人とドイツ人の対立の党内への反映であることを認めていたが、⁽¹²⁴⁾ 国際連帯の約束とは裏腹に、⁽¹²⁵⁾ ポーランド独立運動を恐れ、厄介な問題の解決のためには、プロイセン領ポーランドのドイツ化もやむを得ないと考えたのである。伝統的見解に忠実であったレーデブールらは、ローザ及び執行部に対立したが、PPS(P)のもたらした深刻な組織問題に対して、有効な打開策を提起しえなかつたため、ポーランド人への同情論の域を出ず、影響力をもたなかつた。かくして、伝統的ポーランド再建論は崩壊したのである。

むすび

ポーランド独立を建て前としていたSPDにとって、党内のポーランド論争は、当初、組織問題であった。これに対して、ローザにとっては、何よりもそれは、ポーランド解放の綱領路線の問題であり、組織問題は、綱領問題の必然的結果であった。そして、民族対立激化のもとで、反民族主

注(121) Wehler, op. cit., S. 166.

(122) Ibid., S. 171. PPS(P)は、これに対抗して、独自の組合をつくったが、SPDの自由労働組合との矛盾を深め、発展しなかつた。(Ibid., S. 177-178.)

(123) Ibid., S. 173.

(124) Protokoll der SPD zu München, S. 105.

(125) SPDのメンバーは、ポーランド問題をよく理解せず、ポーランド討論にはうんざりしていた。イエナ大会におけるブラウンの発言が、これを示している。(Protokoll der SPD zu Jena, S. 546.)

義が、かの女の階級的原則であったことはいうまでもない。

この論争を通じて、PPS(P)の分離主義——ローザはそれを、独立国家の要求の結果と考えたが——についてのかの女の予見は的中した。また、伝統的ポーランド論の現実性がうすれ、むしろ、危険性をもつに到ったとのローザの指摘は、かの女の歴史的洞察の鋭さを示しているといえよう。フィッシャーは、戦争開始の際に、議会内の反対勢力と考えられていた SPD の多数の中に、ツァーリズムの脅威の感情が強かったことが、ベートマン・ホルヴェークをして戦争目的遂行にかれらを動員するのに役立ったとしている。⁽¹²⁶⁾それ故、ローザがインタナショナリズムを堅持したことは、貴重であり、社会主義の名誉を救ったのである。

だが、ローザのポーランド論を採用した SPD 執行部の方は、ヴェーラーもいうように、必ずしも階級的・国際主義的立場にたっていたかどうか疑わしかった。⁽¹²⁷⁾アウアーの態度は、これをよく示している。軍国主義の引き起す戦争に対し無力で、軍事公債に必ずしも反対しないというシッペルに⁽¹²⁸⁾対し、アウアーは、「ロシアの破壊、ポーランド再建」のための武装の必要というリープクネヒトの古い主張をもちだして、弁護したが、⁽¹²⁹⁾他方では、ポーランド人のドイツ化を匂わせていた。1906年以降、組合主義の潮流が党内で優勢になると、この傾向は強まった。1906年のマンハイム大会で、⁽¹³⁰⁾ベーベルは、戦争の際に、大衆ストライキは不可能だとのべた。1907年の選挙の後には、軍国主義問題でドイツの民族性原理を主張するノスケのような人物もあらわれ、⁽¹³¹⁾また、同年のインタナショナル・シュトットガルト大会では、文化的使命を口実に植民政策を合理化するダヴィットのような潮流が SPD では増えた。ローザは勿論、これらの問題で党執行部と対決し、それを通じて左派の基礎を形成した。シュトットガルト大会で、無政府主義的エルヴェと日和見主義的ベーベルをともに⁽¹³²⁾批判し、戦争についての有名な修正決議を、かの女が提出したことは、かの女の階級的立場をよく示すものである。

だが、ローザ自身は、1904年以後は、SPD のポーランド論争から身を引いたけれども、ドイツ民族主義の圧力のもとで、リープクネヒトの死後、ポーランド独立を口に出さなくなった SPD 執行部が、1906年以降の右傾化のもとで、なお、ローザ的ポーランド論を採用できたということは、ローザ理論そのものの問題性を示しているであろう。それは、何といても、ローザが民族自決権

注(126) Fritz Fischer, Griff nach der Weltmacht—die Kriegszielpolitik des Kaiserlichen Deutschland 1914/1918, Düsseldorf 1961, S. 111. 村瀬興雄監訳『世界強国への道』I, 岩波書店, 1972年, 120頁。

(127) Wehler, op. cit., S. 179-180.

(128) Protokoll der SPD zu Hamburg, 1897, S. 136-137.

(129) Ibid., S. 139.

(130) Protokoll der SPD zu Mannheim, vom 23. bis 29. September 1906, S. 240-241., Carl E. Schorske, German Social Democracy, New York 1955, PP. 73-75.

(131) Ibid., P. 77.

(132) Internationaler Sozialisten-Kongreß zu Stuttgart 18. bis 24. August 1907, S. 30-31.

(133) Ibid., S. 97-98.

の意義を、かの女の国際主義の中に正当に位置づけなかったことであると考えられる。むしろ、かの女は、1908~1909年には、それを、ブルジョア民族主義の「形而上学的な空辞」として理論的に⁽¹³⁴⁾否定した。だが、オーベル・シュレジェン——その意義は、地方的なものにとどまらないといわれている——では、農村労働者や貧農の圧倒的多数はポーランド人で、支配階級はほとんどドイツ人であったから、また、資本家は労働者の団結を妨げるため民族的反目を煽ったから、社会問題と民族問題は密接に結びついていたとされ、後にマルヒレウスキは、「啓蒙されていないポーランド人プロレタリアは、搾取者をドイツ人一般と同一視した。」とのべている。⁽¹³⁵⁾この状況において、ポーランド人が独立ポーランド国家を目標としたことは、恐らく当然であろう。ただ、それを民族主義の側からおしすすめることも、国際主義の側からおしすすめることも、あり得たであろう。十一月革命において、スパルタクス・グループの形成が両民族の労働者の団結に果たした役割は、大きいといわれている。⁽¹³⁶⁾だが、1903年と1907年の選挙は、ポーランド・民族主義の根深さを示した。また、「ポーランド職業別組合」の影響で、1918年1月の大ストライキにポーランド人労働者は、あまり参加しなかったといわれている。⁽¹³⁷⁾こうした点からすれば、プロレタリアートにとっての民族問題・民族的特殊性を重視せず、階級問題に還元し、自決権の意義を否定して自治のみを主張したローザの理論は、国際主義の観点から、また、ドイツ・民族主義との闘いで不十分さを残したのではない⁽¹³⁸⁾かと思われる。⁽¹³⁹⁾

〔追記〕 学生時代より、長い間、親切に御指導下さった恩師、遊部久蔵先生の御逝去は、私にとって深い悲しみでした。師の生前、学恩に報いること少なかった私ですが、今後の精進をお誓いし、心より先生の御冥福をお祈り致します。

(経済学部助教授)

注(134) Rosa Luxemburg, Nationalitätenfrage und Autonomie, *Przegląd Socjaldemokratyczny* 1908/09. 「民族問題と自治」, 丸山敬一訳『マルクス主義と民族問題』, 1974年, 福村出版, 10頁, 19頁。

(135) Wolfgang Schumann, *Oberschlesien* 1918/19, Berlin 1961, S. 9.

(136) *Ibid.*, S. 33-34.

(137) *Ibid.*, S. 37., Julian Marchlewski, *Polen und die Weltrevolution*, Hamburg 1920, S. 14.

(138) *Ibid.*, S. 39.

(139) *Ibid.*, S. 38.

(140) SDKPiL内でも、マルヒレウスキやヴォイナロフスカはローザの極端な反民族主義に疑念をもっていた。(Cf. Nettl, *op. cit.*, p. 98., p. 280. 邦訳, 上110-111頁, 295-296頁。) また、1900年には、PPSと違う立場からポーランド独立を要求すべしという論文も発表されたという。(ヨギヘス宛, 1900年5月12日, 邦訳, 2, 283頁, 註(3)) だが、ローザは、この立場を生涯、変えなかったようである。かの女の自決権綱領否定の頑強な主張は、1903年の、SDKPiLのロシア社会民主労働党への合併に際して、後者が自決権を綱領に含めていたため、ポーランド側に組織的連合制を主張せしめることになり、この時は合併を不可能にした。3年後には、ローザらは、表面上、綱領問題で妥協して、緩い連合制のもとに合併した。SPD内ポーランド論争と比べると、組織問題のとり扱いで、ローザは矛盾していることがわかる。なお、肥前栄一氏のように、例えば、そこでは、レーニンがとりあげられているが、民族自決権論を小ブルジョア・ナショナルリズムの問題と理解するのは、きわめて一面的であろう。(肥前栄一訳『ポーランドの産業的發展』解説, 229頁。) レーニンにおいても、ローザにおいても諸民族のプロレタリアートの統一、すなわち、プロレタリア・インタナショナルリズムが原則であり、この立場から、前者は自決権を肯定的に、後者は否定的に理解したと思われる。